

いじめの防止等のために

～教職員用ハンドブック～

別冊資料

いじめの重大事態化を 防ぐために

京都府教育委員会

1 いじめについての正しい理解

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。そのため、法等の内容を正しく理解し、対応に当たることが重要である。

いじめ防止対策推進法 第二条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

Point 一定の人的関係にある他の児童等の扱いについて
→同じ学校の児童生徒のみが対象とは限らない。
学習塾や校外のスポーツクラブでの他校生との人間関係も対象となり得る。

Point いじめ＝当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの
→児童生徒（保護者含む）によるいじめの訴えがあった場合、
まずは全てにおいて「いじめ」として認知することが必要である。

実際の対応における注意点

①関係児童生徒への指導においては、「いじめ」という表現を使わない場合も考えられる。

例) 生徒Bは後ろの席の生徒Aのことを思って勉強を教えていたが、Aは密かにそのことが嫌だと思っており、「嫌な思いをしている」と訴えがあった。

- **Aの訴えは「いじめ」として受け止める。**
※Aが「嫌な思いをした」ことで、法的にはいじめとなることを前提としながら、解決の方法についてAの気持ちに寄り添いながら考える必要がある。
- **Bに対しては、「いじめの加害」への指導という形を取らずに話をする。**
※Bの行為自体は否定するものではないが、「Aが嫌な思いをしている」ことは伝え、今後のAとの関わり方について考えていくきっかけとする。
例えば
Aに対して勉強を教えることについて、「BはAから同意を得たのかどうか」
「自分が良かれと思って行うことでも、相手がどう受け取るかは分からないため、相手の同意を得た上で行うことが大事である」ことが理解できるように話をする。

※例で挙げたようないじめが原因であっても、長期間（目安は30日）欠席が続いたり、嘔吐や腹痛等の心因性の身体反応が続くような事態に至った場合には、重大事態になり得るということを理解しておくこと。

いじめの防止等のために～教職員用ハンドブック～参照

②「被害を訴えた児童生徒が過去には加害側でもあった」なども含め、双方に非があるように見える場合や加害とされた児童生徒に悪意がない場合、また行為（行為者）が特定できない場合であっても、それらを理由に「いじめではない」とすることは法的には間違いである。

広義のいじめ（法的にいじめと捉えるべき内容）

互いに
非がある

狭義のいじめ（社会通念上のいじめ）

「力の差」「継続的」「意図的」等

行為（者）が
特定できない

悪意がない

被害を訴える児童生徒（保護者）と学校側の認識に違いがあることによって、不信感が生まれ、事態が複雑化する可能性がある。

例）児童生徒やその保護者が「いじめ」を訴えたが、学校や教育委員会が「いじめ」と認知しなかった。

まずは、「児童生徒（保護者）」の思いを受け止め、その上で「児童生徒」の今後につながる対応をともに考えていくことが必要である。

いじめ認知についての基本的な考え方

①「いじめ」＝「bullying」 & 「harassment」と捉える。

セクシャル・ハラスメント等と同様に、被害を訴えた側がどう感じたかが重要。

②認知件数が多いのは「いじめが多い学校」ではなく、「いじめを見逃しにくい学校」である。

いじめ問題が複雑化し、対応が難しくなりがちなケース（生徒指導提要より抜粋）

- ①周りからは仲が良いとみられるグループ内でのいじめ
- ②閉鎖的な部活動内でのいじめ
- ③被害と加害が錯綜しているケース
- ④教職員等が、被害児童生徒側にも問題があると見てしまうケース
- ⑤いじめの起きた学級・ホームルームが学級崩壊的状况にある場合
- ⑥いじめが集団化し、孤立状況にある（と被害児童生徒が捉えている場合も含む。）ケース
- ⑦学校として特に配慮が必要な児童生徒が関わるケース
- ⑧学校と関係する児童生徒の保護者の間に不信感が生まれてしまったケース

2 いじめの分類及び未然防止の取組

いじめを2つに分けて考える

暴力を伴ういじめ

暴力を伴わないいじめ

①「暴力を伴ういじめ」について

- 一部の児童生徒が加害もしくは被害。
- 行為そのものが「目に見える」ことから指導はしやすい。
- 行為がいけないことは保護者も含めて合意しやすい。

防止のための日常的な取組

- 担任等の全ての教職員が「暴力はいけない」というメッセージを常に発信する。
- 指導の際には人間性ではなく、「行為」を否定することが重要。
- 故意ではなくても、謝罪が必要な場合もあることを周知する。(保護者も含めて)

→事象が起こった時点での速やかな対応(＝早期対応)を徹底。

②「暴力を伴わないいじめ」について

- 幅広い児童生徒が加害もしくは被害。
- 多くの場合、児童生徒は「自分の行為がいじめだと思っていない」ため、「いじめはいけない」という指導には限界がある。
- 一方的に「加害」と扱われたと感じた場合、児童生徒及び保護者の不信感を募らせることにつながる。

防止のための日常的な取組

- 自分も相手も大切にする「人権感覚」の涵養が重要である。
- すべての児童生徒を対象とした発達支持的生徒指導が重要。
- 「いじめの定義」について積極的に周知する。(保護者も含めて)

→できる限り正確に事実を把握するために、広く聴き取りを行う。

4 学校の取組に対するセルフチェック

この項は、各校における校内研修等で教員等が回答することを想定しています。

研修の中で、まずは個人で回答し、その結果について学年や学校全体の教職員で交流するなど、自校の現状を把握した上で、すべての教職員がいじめに対する意識を高め、知識を深めていきましょう。

文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(令和6年8月改訂)

→改訂により、「重大事態が発生した際に活用する」ことに加えて、「重大事態を防ぐために日常的に活用する」ことがより重要となっています。

【チェックリスト】いじめ重大事態に対する平時からの備え

●学校における平時からの備え

チェックポイント	チェック
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。 ※学校いじめ防止基本方針に加え、本冊子やハンドブックの内容を全教職員で確認している。	<input type="checkbox"/>
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。 ※児童生徒・保護者に対しての具体的な説明の機会を確保している。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など	<input type="checkbox"/>
校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	<input type="checkbox"/>
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	<input type="checkbox"/>
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	<input type="checkbox"/>
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	<input type="checkbox"/>

※太字は京都府教育委員会において加筆

現在、自校で行っている取組を整理してみましょう

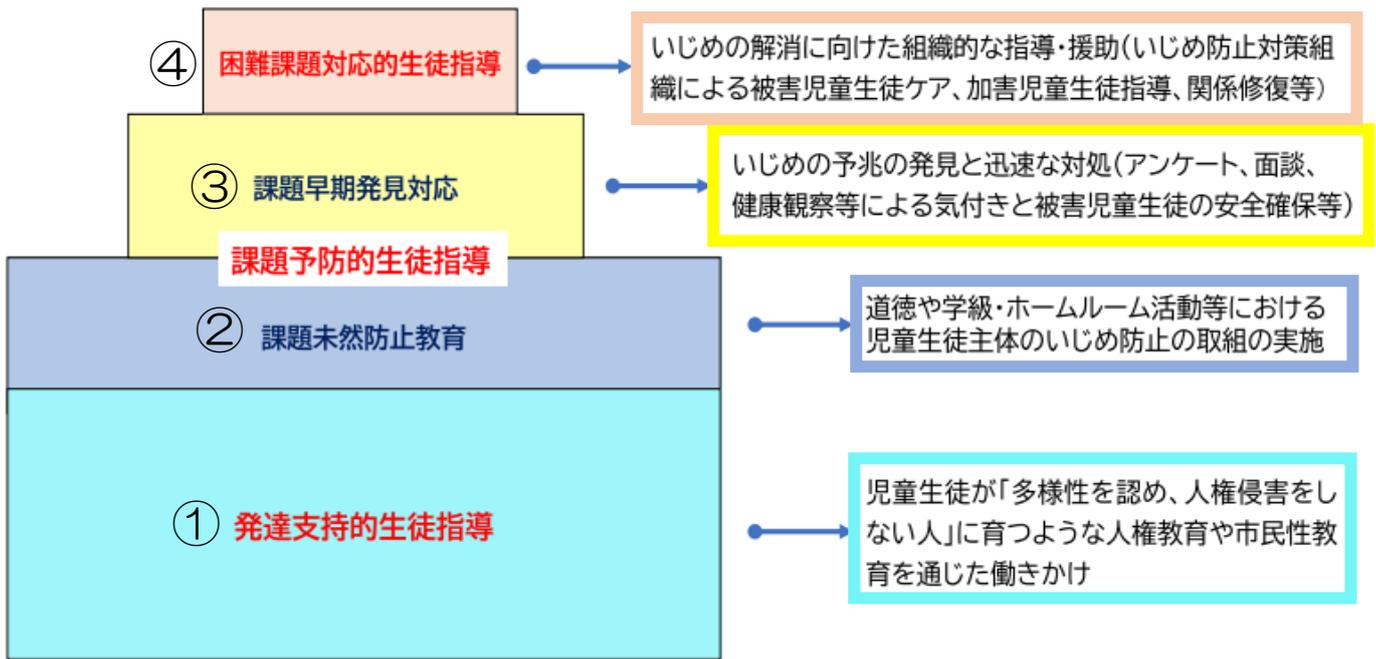


図 いじめ対応の重層的支援構造

資料 生徒指導提要(令和4年12月改訂 文部科学省)

①にあてはまる自校の取組の具体例

②にあてはまる自校の取組の具体例

③について 自校で行っている取組(いじめアンケート・健康観察等)において、工夫している点
※校内研修等の中で共有してみてください

④自校のいじめ対応について

学校いじめ対策組織のメンバー

いじめ事象を発見したり、
いじめ被害の相談を受けたときの対応

5 いじめ重大事態への対応についての確認事項

用語の定義（いじめの重大事態の調査についてのガイドラインより抜粋）

対象児童生徒 “いじめにより重大な被害が生じた” 疑い又は “いじめにより不登校を余儀なくされている” 疑いがある児童生徒

関係児童生徒 いじめを行った疑いのある児童生徒その他当該重大事態に何らかの関わりのある児童生徒

いじめを行った児童生徒 関係児童生徒のうち、調査の結果、いじめを行ったことが明らかになった児童生徒

他の関係児童生徒 関係児童生徒のうち、いじめを行った児童生徒以外の児童生徒

「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂） 第1章」

- 重大事態とは、“いじめにより重大な被害が生じた” 疑い又は “いじめにより不登校を余儀なくされている” 疑いがある段階を指す。
- これらの疑いが生じた段階から学校の設置者又は学校は調査の実施に向けた取組を開始する。
- 重大事態調査の目的は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該重大事態への対処及び再発防止策を講ずることにある。

Point 学校及び学校の設置者が理解しておくべき内容

○重大事態とは、“いじめにより重大な被害が生じた” 疑い又は “いじめにより不登校を余儀なくされている” 疑いがある段階を指す。

Point 保護者に理解してもらうために丁寧に説明すべき内容

○重大事態調査の目的は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該重大事態への対処及び再発防止策を講ずることにある。

○調査は、関係者の任意の協力のもとで行うものであり、事実関係を全て明らかにすることが難しい場合もある。

「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂） 第5章」

- 学校の設置者及び学校は、重大事態が発生した際は、地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告しなければならない。
- 重大事態発生時の初動対応においては、特に、対象児童生徒・保護者との情報共有が重要であり、学校の設置者又は学校において窓口となる担当者を決めて、保護者との連絡・調整に当たり、情報が途切れないようにすることが必要である。
- 学校では、調査に必要な文書等の収集・整理、必要に応じて報道対応が求められる場合もある。

Point 重大事態が発生した際は、地方公共団体の長に発生報告をしなければならない。

○いじめ事案について学校と設置者との間で常に丁寧な情報の共有を行い、重大事態の扱いについても相談しておくことが求められる。

Point 調査主体は学校の設置者又は学校になる。

○学校は、調査主体になるかどうかに関わらず、重大事態調査の実施に必要な学校作成資料等の収集、整理に取り掛かることが求められる。

- （必要な資料の例）
- 学校が定期的実施しているアンケートや教育相談の記録
 - これまでのいじめの通報や面談の記録
 - 学校いじめ対策組織等における会議の議事録及び学校としてどのような対応を行ったかの記録

※重大事態発生時に備えて、平時から記録を作成、保存しておくことが重要

「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂） 第7章」

- ・調査を始める前に対象児童生徒・保護者への事前説明を行う。事前説明を通じて、調査についての認識のすり合わせや共通理解を図ることが円滑に調査を進めることにつながる。
- ・事前説明は、いじめ重大事態が発生したと判断した後、速やかに説明・確認する事項と調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項があり、2段階に分けて行うことが望ましい。
- ・関係児童生徒・保護者への説明も行う必要がある。

Point 事前説明の目的は、対象児童生徒・保護者の思いを聞き取りつつ、調査の目的や調査方法、見直し等について丁寧に説明し、共通理解を図る。

事前説明を通じて、信頼関係を築き、その関係を維持しながら調査を進めていく。

Point 関係児童生徒・保護者に対しても事前の説明が必要である。

関係児童生徒・保護者がいじめ行為の事実関係を否定している場合、本調査の目的を丁寧に説明し、調査への協力が得られるよう取り組むことが重要である。

また、いじめには当たらないと考えている場合には、法が定めるいじめの定義や法の趣旨（重大事態調査は疑いのある段階から調査を行い、早期に対処していく趣旨）等について説明する

いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂） 第8章」

- ・アンケート調査や聞き取り調査を行う際には、調査対象者に対して調査の趣旨や把握した情報の活用方法等を説明してから行うことが必要である。
- ・第3節の標準的な項目・記載内容を参考としつつ、可能な限り詳細な事実関係の確認を行い、再発防止策の提言につなげる。

聞き取りの際の留意事項（いじめの重大事態の調査に関するガイドラインより一部抜粋）

①聞き取りの体制については、複数人で聞き取ることが必要であるが、大人数で構成すると児童生徒等に威圧感を与えるため避ける必要がある。

②公平性・中立性の確保や専門性の観点から、専門家や第三者が聞き取りを担う又は参加することが望ましい。

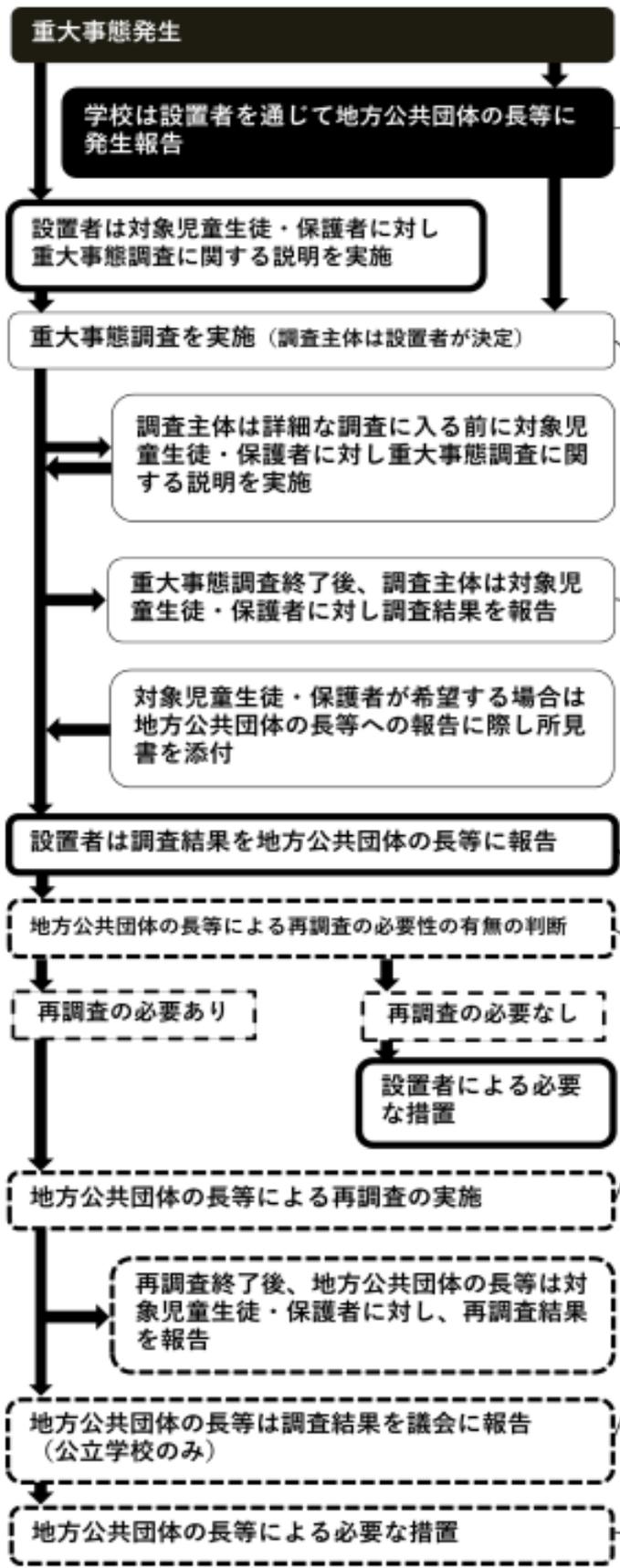
③聞き取り調査において対象児童生徒が話したがることもあるが、無理に聞き取りを行うことにこだわらないこと。その場合は、対象児童生徒の保護者と連携して、学校の記録や教職員等の聴取を通じた情報収集にするなど、柔軟な対応をとる必要がある。

④聞き取り調査の方法としては、自由に自らの言葉で話をしてもらうことが重要であり、聞き取りを行う者の主観で解釈したり評価したりしない。また、オープンな質問（二者択一ではなく回答内容が児童生徒に委ねられる質問）をする。

※必要に応じてある行為をしたか否か具体的に問う質問が必要な場合もありうる。

⑤子どもは「被暗示性」が高く、すなわち、うわさや報道等に影響され、誰から何を見聞きしたのか曖昧になるおそれがある。そのため、児童生徒に対しては速やかに調査を行わなければ事実関係の整理そのものに大きな困難が生じるおそれがあるため、調査組織の立ち上げが遅れるなどの場合には、学校の設置者及び学校において、児童生徒への聞き取りのみ先んじて行うことも考えられる。

<一般的な重大事態調査の流れ>



【法第29条】～【法第32条】
 ※公立学校の場合
 【法第30条】
 地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

【法第28条】
 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

【法第28条】
 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

【法第28条】
 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

【法第29条】～【法第32条】
 ※公立学校の場合
 【法第30条】
 2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

※公立学校の場合
 【法第30条】
 3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

※公立学校の場合
 【法第30条】
 4 第2項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

※公立学校の場合
 【法第30条】
 5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第2項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

※【法第29条】～【法第32条】
 ・法第29条：国立学校に係る対処
 ・法第30条：公立学校に係る対処
 ・法第31条：私立学校に係る対処
 ・法第32条：学校設置会社が設置する学校に係る対処

※ 学校 設置者 調査主体 地方公共団体の長等

